を「目視及び」に改め、「ただし、埋設配管又は天井及び床下を配管しているものにあっては、配管両端部を目視により確認する。」を削り、同項(に)欄中「圧力配管の表面及び継手部において」を削り、同項を同(と)の項とし、同(ぬ)の項(は)欄中「かご床」を「かごの床」に、「水平度」を「傾き」に、「打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みが確認できる方法」を「打検等」に改め、同項(に)欄中「かご床」を「かごの床」に改め、同項を同(と)の項とし、同(ね)の項(は)欄中「触診により確認する」を「目視及び触診により確認する」に改め、「確認できる範囲を」を削り、同項を同(ぬ)の項とし、同(な)の項(は)欄中「昇降機」を「かご」に、「上昇運転して」を「上昇させ、」に改め、同項(に)欄中「平成十二年建設省告示第千四百二十三号第四第二号ニ」を「制動装置告示第六第三号」に改め、同項を同(な)の項とし、同(ら)の項(ろ)欄中「(目視により確認できる範囲に限る。)」を削り、同項(は)欄中「打検又は目視による緩み確認マークの確認その他ナットの緩みを確認できる方法」を「打検等」に改め、同項を同(な)の項とし、同項の次に次のように加える。

(ち)	主索又は鎖（間接式のエレベーターに限る。）	主索の径の状況	イ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	
			ロ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。		
		主索の素線切れの状況	イ　素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、主索が綱車にかかる箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分について重点的に目視により確認する。	
			ロ　素線切れ要重点検判定基準のいずれかに該当すること。		
		主索の摩耗粉の状況	主索の摩耗粉の固着の量に付着し、素線の状況が確認できないこと。	全長の摩耗粉の状況を目視により確認する。	
		主索の損傷及び変形の状況	著しい損傷又は変形があること。	全長を目視により確認する。	
		鎖の給油及び外観の状況	イ　著しい損傷、変形、ねじれ、腐食等があること。	全長を目視により確認する。	
			ロ　給油が不十分であること。		
		鎖の摩耗の状況	最も摩耗の進んだ部分の直径が鎖車にかからない部分の直径と比較してその伸びが一・五パーセント以上であること。	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、鎖が鎖車にかかる最も摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。	
(り)					

(ぬ)	主索又は鎖の伸び	主索又は鎖の伸びの状況	かごを最上階の着床位置に移動させてプランジャーリミットスイッチの作動の状況を確認する。	かごが最上階の着床位置より低い状態でプランジャーリミットスイッチが作動すること。	
(る)	主索又は鎖の張り（間接式のエレベーターに限る。）	張りの状況	触診により主索の張りが均等であることを確認する。	著しい不均等があること。	
(を)	主索又は鎖の取付部（間接式のエレベーターに限る。）	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止めの取付けの状況	目視及び触診により確認する。	ダブルナットにあってはナット間に緩みがあり、割ピンにあっては割ピンに欠損、曲げ不足等があり、その他の方法にあっては取付けが確実でないこと。	
		主索又は鎖の端部における止め金具の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが確実でないこと。	
		止め金具及びその取付部の損傷の状況	目視により確認する。	止め金具又はその取付部に損傷があること。	
(わ)	主索又は鎖の緩み検出装置（間接式のエレベーターに限る。）	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。	
(か)		作動の状況	作動の状況を確認する。	作動しないこと。	
(よ)	救出装置	手巻きハンドル等又は池回路等の設置の状況	目視により確認する。	手巻きハンドル等又は充電池回路等が設置されていないこと。	
		制動装置等の開放の状況（油圧式のエレベーター以外のものに限る。）	制動装置等の作動の状況を確認する。	制動装置等を操作できず、かごが移動しないこと。	
		下降弁等の開放の状況（油圧式のエレベーターに限る。）	下降弁等の作動の状況を確認する。	下降弁等を操作できず、かごが移動しないこと。	
		専用救出用具の設置の状況	目視により確認する。	渡し板等の専用救出用具が装備されていないこと。	

別表第七三(一)の項を次のように改める。